

平成9年2月6日

府中町長 林 原 亘 殿

府中町特別職等報酬等審議会
会 長 尾 尻 重 己

府中町特別職等の報酬等の額の改定について（答申）

本審議会は、去る1月23日町長から諮問のあった府中町長等の給料及び府中町議会議員の報酬の額の改定について、次のとおり答申する。

1. 特別職等の給料及び報酬月額を下記のとおりとする。

町 長	給料月額	890,000 円
助 役	給料月額	730,000 円
収 入 役	給料月額	690,000 円
教 育 長	給料月額	690,000 円
議 長	報酬月額	380,000 円
副 議 長	報酬月額	300,000 円
常 任 委 員 長	報酬月額	295,000 円
議会運営委員長	報酬月額	295,000 円
議 員	報酬月額	290,000 円

2. 改定の実施時期

平成9年4月1日から実施することが適当と考える。

3. 改定の理由

日本経済は今、ゆるやかな回復状態にあると言われながらも、企業のリストラ、超低金利、円安等が追風となり、景気好転を感ずるものの、一方では近く消費税率のアップ、特別減税の廃止等が控えているなど、本格的な景気

回復の時期は、なお先行き不透明なものがあり、閉塞感に覆われている。

中国地方の景気についても、同様に腰折れ感が強く、総じて弱み含みに推移している。

このとき、府中町の財政状況をみると、財政構造を示す諸指数（財政力指数、経常収支比率、公債費比率など）は、予断を許さぬものがあるものの、ややゆとりと弾力性のある数値を示しており、概ね健全な財政運営が行われていることがうかがえる。

本審議会は、これらの動向を勘案しながら諮問の趣旨に添って、3回にわたり会議を開き、各種の関係資料を検討し、意見を交換し、慎重に審議を重ねた結果、次のような諸般の状況を考慮し、多少の懸念はあるものの現行の額を改定する必要があると判断した。

（1）改定の基本的な考え方について

- ① 現行の額は、平成7年4月1日に改定されて以来、2カ年据え置かれたままになっている。
- ② 近隣町においても、既に改定が行われているものがあり、なお今後も改定が行われようとしているものもある。よって、これらとの均衡を考慮する必要がある。
- ③ 当町の現行の特別職の給料額の指数をみると、県内自治体の平均指数を下回っているので、このことをも考慮した。

（2）改定額の決定について

- ① 前回の改定以降、今日までの一般職の職員の給料は1.85%の伸び率の改定が行われており、この点にも留意した。
- ② 当町の人口数及び財政力指数は県内自治体のトップクラスの数値を示しており、従って町三役、教育長の給料もそれにふさわしい職務の遂行と責任の重責に対応する立場を考慮した。
- ③ 町議会議員は、最近の複雑多岐にわたる行政需要に真剣に対応し、議会活動は勿論のこと、議会の活性化に努め、住民の代表であるとの認識を強く踏まえ、地域住民の日常生活に密着した、より一層の活動を期待することに留意した。

以上のような諸事項に基づいて決定したものであるが、今日の経済状況を取りまく環境は厳しく、行政に課せられた責任も重いものがある。

よって、当町においても、限られた財源を効率的でメリハリのきいた予算配分に徹し、もって当町のグランドデザインである「都市と自然の調和を図る中で、人間性豊かなまちづくり」の実現を目指し、今後とも財政運営の健全性の確保と住民福祉の向上に努められることを強く要望する。